# 水田農業の推進方針

(対応年産:令和5年産~9年産)

令和4年9月26日 岩手県農業再生協議会

## 1 策定の趣旨

岩手県農業再生協議会では、行政による主食用米の生産数量目標の配分の廃止など、 平成30年産米からの米政策の見直しを受け、平成29年に「岩手県における需要に応 じた米生産の推進要領」を制定し、向こう5か年を対象期間とする「水田農業の推進 方針」を5年ごとに作成することとしている。

「水田農業の推進方針」は、岩手県における、主食用米と転換作物の最適な組合せによる体質の強い水田農業を確立するための推進の考え方を定めるものであり、引き続き、本方針に基づき、関係機関・団体が一体となって、需要に応じた主食用米の生産及び水田フル活用による農業者の所得の向上、水田農業を支える担い手の育成並びに安全・安心で高品質な農産物を安定的に生産・供給する産地づくりに取り組むものとする。

## 2 岩手県における農業の現状と課題等

- 〇 米、畜産に加え、きゅうり、ピーマン、トマト、キャベツ、りんどうなどの園芸の産地づくりに取り組んでおり、令和2年の農業産出額は2,741億円で、全国第10位、東北第2位となっている(表1)。
- 水田では、主食用米と転換作物を組み合わせた取組を推進しており、令和3年の作付状況は、水田面積(田本地面積)の53%が主食用米で、次いで飼料作物、飼料用米、大豆、麦、野菜などとなっている(表2、参考図)。

岩手県農業再生協議会では、平成30年産以降、「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」に基づき主食用米の生産目安を提示し、各地域農業再生協議会と連携して推進した結果、これまで面積ベースでの目安超過はない。

引き続き、需給と価格の安定に向け、需要に応じた主食用米の生産と、収益性・定着性のある品目への作付転換により農業者の所得確保を図ることが必要である。

○ 令和2年の基幹的農業従事者数は44,458人で、10年前(平成22年)と比較して ▲22,218人(▲33%)となっており、基幹的農業従事者のうち65歳以上が7割強 を占めている(図1)。

このため、本県においては、地域農業マスタープランの実質化や、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化を進め、地域農業マスタープランについては令和3年度までに全ての地区で実質化され、農地集積面積は102,241ha、集積率68%(平成29年比8ポイント増)となっている(表3)。

引き続き、農地の集積・集約化による作業の効率化・低コスト生産等を推進し、 本県の水田農業を支える担い手の育成に取り組んでいく必要がある。

○ 国においては、米の転換助成の柱となっている「水田活用の直接支払交付金」について、水田機能を有しない農地は交付対象水田から除外するという現行ルールの再徹底に加え、今後5年間(令和4年~8年)に一度も水張りが行われない場合に

は交付対象としない等の見直し方針を示したところである。

加えて、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、地域農業マスタープラン (人・農地プラン)は、将来の農用地の効率的かつ総合的な利用の目標(目標地図)等を定めた市町村が策定する「地域計画」として法定化され、今後、農業者をはじめとした関係機関による地域計画の策定に向けた協議や達成に向けた取組の推進が必要となっている(策定期限:令和7年3月末を予定)。

また、農業の生産力向上と持続性の両立をめざす「みどりの食料システム戦略」が策定され、耕種部門では、2050年までに化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減、化学肥料使用量の30%低減のほか、有機農業の割合を25%(100万 ha)に拡大する等の目標を掲げ、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組等により持続可能な食料システムを構築することとしている。

【表1:農業産出額】

	_		米	麦・大豆等	園芸・工芸等	畜産	合計
平成27年	農	業産出額	506 億円	20 億円	483 億円	1,483 億円	2,494 億円
		全国順位	10 位	30 位	29 位	4位	11位
		東北順位	5位	5位	4位	1位	2位
令和2年	農	業産出額	566 億円	23 億円	524 億円	1,628 億円	2,741 億円
		全国順位	10 位	27 位	24 位	4位	10 位
		東北順位	5位	6位	4位	1位	2位

※農林水産省「農林業センサス」

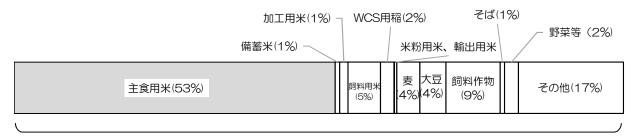
【表2:水田の利活用の状況】

(単位:ha)

		平成 29 年産	30 年産	令和元年産	2年産	3年産
主食用米		47, 000	48, 800	48, 300	48, 200	46, 200
備	蓄米	1, 152	47	651	687	656
加	1工用米	1, 485	1, 199	1, 292	1, 104	1, 196
新	規需要米	6, 449	5, 835	5, 631	5, 662	7, 036
	飼料用米	4, 676	3, 986	3, 724	3, 589	4, 683
	WCS 用稲	1, 645	1, 620	1, 673	1, 758	1, 939
	米粉用米	15	58	57	71	71
	新市場開拓用米	113	171	177	244	343
麦	2	3, 613	3, 379	3, 347	3, 348	3, 310
大	豆	3, 700	3, 644	3, 519	3, 531	3, 764
餇	料作物	7, 880	7, 810	7, 768	7, 735	7, 794
そば		594	598	666	586	625
野	菜	1, 338	1, 300	1, 293	1, 301	1, 265
花	き・花木	426	420	403	377	368

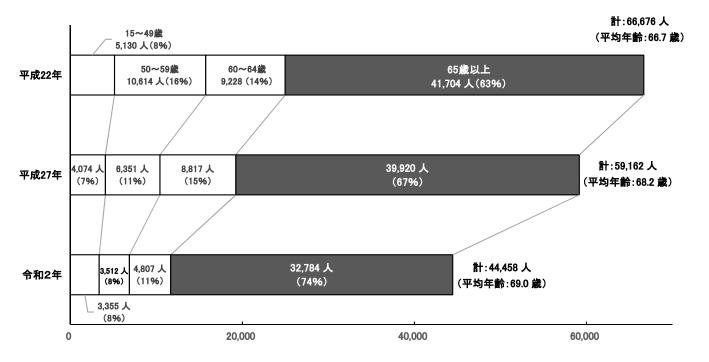
※農林水産省「水田における作付状況」、野菜及び花き・花木は産地交付金の交付対象面積

## (参考図:3年産における水田の利活用状況 ※水田本地面積87,700haに占める割合)



水田本地面積(畦畔除く)87,700ha

## 【図1:基幹的農業従事者数】



※農林水産省「農林業センサス」

【表3:担い手への農地集積】

	H29	Н30	R元	R2	R3
農地集積面積(①)	89, 750ha	92, 444ha	100, 075ha	100, 584ha	102, 241ha
耕地面積 (②)	150, 500ha	150, 100ha	149, 800ha	149, 500ha	149, 300ha
農地集積率(①/②)	60%	62%	67%	67%	68%

<sup>※</sup>県農業振興課調べ

## 3 水田農業の推進に係る基本方針

水田農業を取り巻く現状・課題等を踏まえ、以下①~③の取組を基本に推進する。

① 需要に応じた主食用米の生産と併せ、水田を最大限に活用し、気象や立地条件など地域の実情を踏まえた転換作物の作付拡大を推進する。

なお、各品目の生産においては、化学農薬や化学肥料の低減等を進め、持続的な 農業生産を推進する。

- ② 水田農業を支える担い手(認定農業者等、集落営農組織)を育成する。
- ③ 転換作物の生産においては、同一農地での連作は病気や収量低下等の連作障害が発生することから、生産性向上に有効な「水稲と転換作物のブロックローテーション(田畑輪換)」を基本とし、転換作物の収益性・作業性等の観点から畑地としての利用が望ましい場合においては「畑地化」を推進する。

なお、「ブロックローテーション」や「畑地化」の円滑な実施に向けては、市町村による「地域計画」の策定等と連動した取組を推進する。

⇒ 「地域計画」を土台に、「需要に応じた作物生産(作物)」、「担い手の育成(人)」
及び「農地の集積・集約化(農地)」を一体的に推進。

#### 【参考】法定化された「地域計画」の記載事項 (令和4年6月時点の情報)

地域計画では、水田収益力強化ビジョンなど地域における他の計画と整合性をもって

- ① 地域でどのような農作物を生産するのか
- ② 農作物を生産する上で、誰がどう土地利用をするのか
- ③ 生産性の向上を図るため、地域の農地の集積・集約化(団地化)をどのように進めていくのか
- ④ 団地の規模をどうするのか

等について記載することを検討中。

#### 4 品目別の推進方針

需給と価格の安定に向け、需要に応じた「主食用米」の生産を引き続き推進するとともに、転換作物の生産においては、品目ごとの収益性・定着性や今後の需要等を踏まえ、「園芸作物」、「大豆」、「小麦」、「新市場開拓用米(輸出用米等)」を重点推進品目として推進する。

区分	転換作物				
	• 園芸作物				
   重点推進品目	・ 大豆				
■ 単点推進而日 	<ul><li>小麦</li></ul>				
	• 新市場開拓用米(輸出用米等)				
	・ 飼料用米・WCS用稲				
推進品目	• 飼料作物				
1年1年10日	• 加工用米				
	<ul><li>米粉用米</li></ul>				

#### (1) 主食用米

## ① 現状と課題

- ・ 全国の主食用米の需要が毎年概ね10万トン減少している中、本県の令和3年 産主食用米の作付面積は46,200ha(令和2年産比2,000ha減)となっている。
- ・ 県産米のフラッグシップに位置付けている「金色の風」及び「銀河のしずく」 を核に、県産米全体の評価向上に取り組んでおり、需要が堅調な家庭食需要を はじめ、仕向け先や用途別のニーズに対応した良食味米の安定生産を進めてい くことが必要である。
- ・ また、令和2年産の県産米の精米販売数量の41%が外食・中食向け(農林水産省資料)となっており、コロナ禍収束後の需要回復に向けては、ブランド米の取組に加えて、外食・中食需要をターゲットにした生産及び安定的な販売先の確保を推進していくことが必要である。

## ② 推進方針

・ 「国内外の消費者や実需者から持続的に高い評価と支持を得る米産地」をめ ざし、外食・中食向けも含めた県産米の需要動向や実需者ニーズを的確に把握 し、品種の適正配置や施肥等の適正管理により品質・食味及び収量の向上を推 進する。

また、直播栽培や疎植栽培等の低コスト技術の導入や農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化のほか、モデル経営体を中心とした「稲作生産コスト低減地域行動計画」の実践等により、生産コストの低減を進める。

・ 令和3年産米の事前契約比率(事前契約数量を集荷数量で除した比率)は39%で、全国第23位(農林水産省資料)となっており、作付前に販売数量の見通しを立てるとともに、価格変動幅を一定に収めることができるよう、更なる事前契約の拡大を推進する。

・ 酒造好適米については、酒造業者と取組を希望する各地域とのマッチングに 取り組むとともに、安定的な供給を促進する。

## 【表4:品種の適正配置の基本的な方針】

品種	作付の考え方
金色の風	・ 農業研究センターの研究成果で示す栽培適地において作付を推進する。
銀河のしずく	・ 農業研究センターの研究成果で示す栽培適地において作付を推進する。
ひとめぼれ	・ 安全出穂期A**1までに出穂し、高品質・良食味米を安定して生産できる地域(主に県中南部平坦部)で作付を推進する。 ・ 本県を代表する良食味米品種であることから、特に適地での作付を厳守する。
いわてっこ	・ 安全出穂期B <sup>*2</sup> までに出穂する地域(主に県北部)で作付を推進する。 ・ 「あきたこまち」を作付している地域のうち、安定した食味が確保できていない
V .47 ( *) C	・ 「あさにこまら」を作付している地域のうら、女走しに食味が確保できていない地域については、「いわてっこ」への作付転換を推進する。

- ※1 安全出穂期Aは、出穂後40日間の積算温度が840℃以上確保できる出穂期
- ※2 安全出穂期Bは、出穂後40日間の積算温度が800℃以上確保できる出穂期

【表5:水稲品種別作付面積】

		令和え	元年産	2年産		3年産	
		割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)
	ひとめぼれ	65. 4	36, 540	64. 6	35, 994	65. 6	36, 145
	あきたこまち	13. 9	7, 756	13. 7	7, 632	13. 8	7, 577
	いわてっこ	4. 7	2, 631	4. 9	2, 739	5. 0	2, 735
20	銀河のしずく	2.6	1, 481	3.0	1, 652	3. 2	1,800
(主食用)	どんぴしゃり	1.4	804	1.4	794	1.4	796
	金色の風	0.5	295	0.5	275	0.4	250
	ササニシキ	0.4	208	0.3	172	0.3	173
	かけはし	0.4	198	0.3	190	0.3	140
	きらほ	0.1	38	0. 1	44	0.1	50
	吟ぎんが	0.2	121	0. 2	127	0.2	102
うるち	ぎんおとめ	0.1	68	0.1	41	0.1	45
.,, C	結の香	0.0	20	0.0	21	0.0	20
	ヒメノモチ	3. 1	1, 749	3. 2	1,742	3. 4	1,876
<b>\$</b>	もち美人	0.3	154	0.2	131	0.2	112
もち	こがねもち	0.5	290	0.5	295	0.5	261
	カグヤモチ	0.0	26	0.0	20	0.0	15
	つぶゆたか	2. 4	1, 344	1.9	1, 066	2. 1	1, 130
う非	たわわっこ	1.5	812	1. 7	946	2. 5	1, 403
(非主食用)	つぶみのり	0.1	33	0.0	12	0.0	13
	その他 (多収品種)	0.5	293	0.4	195	0.1	65
	その他	1.5	1, 022	2. 9	1, 611	0.8	356
	合 計	100	55, 900	100	55, 700	100	55, 100

<sup>※</sup> 県産米戦略室調べ

#### (2) 園芸作物

## ① 現状と課題

- ・ ねぎやアスパラガス、りんどうなど、地域毎にその特性を生かした転換品目を定め生産拡大を図るとともに、令和元年度からは、たまねぎやにんじん、ねぎ、にんにく等の8品目の土地利用型野菜について産地交付金の県枠メニューを設定しており、令和3年度産地交付金の交付実績は、野菜1,265ha、花き・花木368haとなっている。
- ・ 野菜については、食の外部化の進展により、加工・業務用野菜の需要が高まっており、加工トマト、レタス、じゃがいも等で、実需者(加工業者)との直接契約等により出荷実績は拡大傾向にある。本県の加工・業務用野菜の令和3年度の出荷量は7,124トン、販売額は712,353千円であり、平成29年度と比較すると、出荷量は114%、販売額は94%となっている。
- ・ 花きについては、国内シェア 6 割を占め、生産量日本一を誇るりんどうを主体とした生産振興が図られている。しかし、小規模農家が多く、高齢化の進行に伴う経営体の減少等により、栽培面積は減少している。
- ・ 水田における園芸作物の生産拡大に向けては、単収向上と省力的な作業体系 の確立が必要であるほか、実需者ニーズに対応した生産・出荷体制の構築、産 地をけん引する経営体の育成、新たな生産者の確保・育成を進めていくことが 必要である。

### ② 推進方針

- ・ 野菜については、産地交付金の県枠メニューの設定や、大型機械の導入により土地利用型野菜の作付拡大を推進するとともに、実需者との連携等により、今後も需要の増加が見込まれる加工・業務用野菜の作付拡大を推進する。 また、トマトやピーマンなど果菜品目の導入、作付農地の団地化等により水田農業の高収益化を推進する。
- ・ 花きについては、りんどうでは盆彼岸需要期向け品種を中心に作付を進める とともに、労力軽減につながる技術導入等により規模拡大を推進する。また、 施設型花き等の新品目・品種の試作・普及などにより生産拡大を進める。

#### 【参考】令和3年度産地交付金の県枠メニュー

- ・作付面積に応じ 4.5 万円/10a を交付
- 対象品目(8品目)

えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、 加工用トマト

#### (3) 大豆

## ① 現状と課題

- ・ 大豆については、県中部及び県南部の水田地帯を中心に、生産組織や農業法 人により作付され、作付面積も一定の水準を維持しており、転換作物として定 着している(令和3年産の大豆作付面積のうち83%が水田における作付)。
- ・ 湿害等による生育不良のため、県単収が東北平均に比べて低位となっている ほか、青立ち株等による汚損粒の発生などによる品質低下が課題であり、収量・ 品質の高位安定化が必要である。
- ・ 県北部でも栽培可能な「ナンブシロメ」は、小粒化等による低収が課題であ り、代替となる新品種の実需者における加工適性の評価を確立し、新品種への 転換が必要である。
- ・ また、作付面積の拡大に伴い、乾燥調製施設の不足等の課題も顕在化しつつ ある。

#### ② 推進方針

- ・ 排水対策、適期作業などの基本技術の励行とともに、生産側と実需側の情報 交換を行い、実需者ニーズの高い品種の生産拡大を図り、収量・品質の高位安 定化技術の普及を促進する。
- ・ また、必要に応じて補助事業等を活用し乾燥調製施設の再編・整備等を進め、 生産拡大を後押しする。

### (4) 小麦

#### ① 現状と課題

- ・ 小麦については、大豆と同様、県中部の水田地帯を中心に、生産組織や農業 法人により作付され、作付面積も一定の水準を維持しており、転換作物として 定着している(令和3年産の小麦作付面積のうち90%が水田における作付)。
- ・ 湿害や連作障害の発生等により、県単収は全国及び東北平均と比べて低位となっているほか、収穫時の降雨による小麦の穂発芽等によって品質が低下することがあり、収量及び品質の向上に向けた対策が必要である。
- ・ 県主力品種の「ナンブコムギ」は、県内業者に根強い需要がある一方、縞萎縮病に弱く、低収が課題であり、他品種への転換が必要である。

#### ② 推進方針

・ 排水対策、適期作業などの基本技術の励行とともに、収量・栽培性に優れる 新品種「ナンブキラリ」の普及に向け、関係機関・団体と連携し、実需者や生 産者への周知・PRを図る。

#### (5) 新市場開拓用米(輸出用米等)

## ① 現状と課題

- ・ 新市場開拓用米については、実需との連携による取組が年々拡大し、本県の 令和3年産の作付面積は343ha(令和2年産比99ha増)となっている。
- ・ 令和2年産県産米の輸出量は619トンで、平成30年産以降増加している。
   輸出先国別では、シンガポールへの輸出量が最も多く(274トン、輸出量の44%)、
   次いで米国、香港となっている。
- ・ 県産米の輸出の需要は、相当量あると見込まれており、引き続き、実需者ニーズに対応した取組を進めることが必要である。

## ② 推進方針

- ・ 海外市場ニーズや需要に応じたロットの確保や輸出先国の求める規制などに 対応した生産加工体制の構築に向け、輸出事業計画(GFP グローバル産地計画) を策定し、県産米の輸出促進を図る。
- ・ 県産米の輸出拡大に向け、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するため、 単収の向上や低コスト生産等の取組を推進する。

## 【表6:県産米の輸出量】

	平成 28 年産	29 年産	30 年産	令和元年産	2年産
輸出量	654 トン	660 トン	505 トン	607 トン	619 トン

<sup>※</sup>県流通課調べ

#### (6) 飼料用米、WCS用稲

#### ① 現状と課題

- ・ 飼料用米は平成28年産を、WCS用稲は平成29年産をピークに減少傾向に あったが、令和3年産において強力に作付転換を推進した結果、再び取組が拡 大し、令和3年産の作付面積は、飼料用米が4,683ha(令和2年産比1,094ha 増)、WCS用稲が1,939ha(令和2年産比181ha増)となり、ともに過去最大 となっている。
- ・ 令和3年産における本県の飼料用米作付面積に占める多収品種の割合は79% で、全国の39%を大きく上回っており、引き続き、多収品種の作付とともに、低コスト生産等を進めることが必要である。

## ② 推進方針

- ・ 飼料用米については、県オリジナル多収品種「つぶゆたか」に加え、県北地域に適した新品種「たわわっこ」の種子供給を平成30年産から開始しており、引き続き、多収品種の導入と品種特性を活かした生産のほか、農地集積・集約化等による低コスト生産を推進する。
- ・ WCS用稲については、飼料用米の単収向上が困難な地域や、飼料基盤が少ない水田地帯を中心に作付を推進し、地域の畜産農家やコントラクターとのマッチングを図り、地域内自給体制の構築を進める。

【表7:飼料用米の単収及び多収品種割合】

	平成 29 年産	30 年産	令和元年産	2年産	3年産
単収	576kg/10a	588kg/10a	569kg/10a	547kg/10a	_
多収品種 割合	74%	83%	85%	87%	79%

<sup>※</sup>農林水産省「経営所得安定対策等の支払実績」

#### (7) 飼料作物

## ① 現状と課題

- 県内の飼料作物作付面積40,408haのうち、水田での作付面積は7,794ha(19%)
   を占めている(飼料用米及びWCS用稲を除く)。
- ・ 令和3年度の水田放牧面積は95haで、令和2年度から14ha増加している。
- ・ 子実用とうもろこしは、労働生産性が高く、輪作作物の生産性向上にも寄与するといった生産上のメリット等があり、令和3年産は18haまで拡大している。
- ・ 岩手県酪農・肉用牛近代化計画では、令和 12 年度の飼料自給率の目標を、 乳牛では 50.9% (H30 実績: 43.9%)、肉用牛では 53.8% (H30 実績: 56.5%) としており、自給飼料の安定確保のため、引き続き水田における飼料作物生産 を維持・拡大していくことが必要である。

## ② 推進方針

- ・ 関係機関・団体で組織する酪農及び肉用牛のサポートチームが主体となり、 牧草・飼料用とうもろこし等の収量・品質向上や、水田放牧等の取組拡大を支援し、水田の有効活用と良質な飼料作物生産を推進する。
- ・ また、子実用とうもろこしは、労働生産性等の生産上のメリットのほか、飼料価格が高騰している中、畜産経営の安定にも寄与することから、畜産農家の需要を確認の上、耕種農家への作付けを誘導するなどの取組を推進する。

#### (8) 加工用米

#### ① 現状と課題

- ・ 令和3年産における本県の加工用米の作付面積は1,196haとなっており、近年は横ばいで推移している。
- ・ 一方、多くが酒造用となっているため、新たな販売先(加工食品等)を確保するとともに、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するため、低コスト生産等を進めることが必要である。

#### ② 推進方針

・ 酒造用のほか、多様な需要に対して安定的に供給できる体制を整えながら、 複数年契約の拡大を進めるとともに、低コスト生産等の取組を推進する。

#### (9) 米粉用米

## ① 現状と課題

- ・ 本県では、大手製麺業者と農業法人との間で契約栽培が行われるなど、地域の特色を活かした取組が進められており、令和3年産における米粉用米の作付面積は71haとなっている。
- ・ 輸入小麦の高騰により、米粉への注目が高まっていることに加え、増加している米粉の海外輸出など、今後も一定程度の需要が見込まれる。
- ・ また、一層の生産拡大には本県を含め東日本で栽培可能な専用品種の開発が 必要である。

## ② 推進方針

・ 小麦代替のほか、ノングルテン米粉として全国的に一定の需要が見込まれる ことから、需要に応じた生産を推進する。

## 5 担い手育成と農地集積・集約化の推進方針

#### (1) 現状と課題

#### (認定農業者等)

- ・ 認定農業者数は、令和3年3月末時点で6,347経営体となっており、高齢化に 伴う経営規模の縮小等による再認定申請の見送りなどで、5年前に比べ、約740 経営体減少している。
- ・ このため、地域の中心的な経営体に対しては、経営規模の拡大や法人化など経営の改善や発展を図るとともに、中心的な経営体のうち「認定農業者に認定されていない経営体」や「認定新規就農者」は認定農業者に着実に誘導する必要がある。

#### (集落営農組織)

- ・ 令和4年2月1日現在の集落営農組織は610で、そのうち、法人化した集落営 農組織数は225となっており、5年前に比べ、63組織増加している。
- ・ 集落営農組織が農業経営体として、持続的かつ安定的に発展していくため、経 営規模の拡大や法人化など経営基盤の強化が必要である。

#### (農地集積・集約化)

- ・ 地域農業マスタープラン (人・農地プラン) に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を進めた結果、令和3年度の農地集積面積は、102,241ha、集積率68% (令和10年度目標:80%) となっている。
- ・ 引き続き、経営規模拡大や生産活動の効率化に向けて農地中間管理事業による 農地の貸借を進めることが必要である。
- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、市町村は将来の農用地の効率的かつ総合的な利用の目標(目標地図)等を定めた「地域計画」を策定することとされ、今後、農業者をはじめとした関係機関による地域計画の策定に向けた協議や達成に向けた取組の推進が必要となっている。

#### (2) 推進方針

地域農業マスタープラン(地域計画)に基づき、地域農業の核となる担い手の育成や農地の集積・集約化を推進する。

#### (認定農業者等)

- ・ 認定農業者や認定新規就農者など地域の中心となる経営体に対し、農業経営指標による定期的な自己点検の実施など経営改善等の取組を支援するとともに、「認定農業者に認定されていない経営体」や「認定新規就農者」に対しては、農業経営改善計画の作成等を支援し、認定農業者への誘導を図る。
- ・ 認定農業者の農業経営改善計画等の着実な達成に向け、農地の集積・集約化や 機械・施設の整備や「いわてアグリフロンティアスクール」によるビジネススキ ルの習得、中小企業診断士等の専門家派遣による法人化などの支援を行う。

#### (集落営農組織)

- ・ 法人化の意向がある組織には、組織リーダーを育成するための講座等の開催や 経営計画の作成指導、税理士等の専門家派遣による経理・税務の指導などの支援 を行う。
- ・ 法人化した集落営農組織には、普及センターの個別指導や岩手県農業経営・就 農支援センターによる組織の課題解決に向けた専門家派遣など、きめ細かな支援 を行う。

#### (農地集積・集約化)

- ・ 地域農業マスタープランや、今後、市町村が策定する地域計画の達成に向けて、 農地中間管理事業による農地貸借等や、基盤整備事業などにより担い手への農地 集積・集約化を推進する。
- ・ また、地域計画の策定や見直しに当たっては、水田収益力強化ビジョンや土地 改良事業計画など地域における他の計画と整合性を図るとともに、転換作物を作 付けしている水田については、「水稲と転換作物のブロックローテーションを実 施していくのか」又は「畑地化し、畑作物の本作化を進めていくのか」など、今 後の水田利用や産地形成に関する観点からも地域での話し合いを促進する。

## 6 関係機関・団体との連携

地域農業再生協議会は、本方針も参考にしながら、地域の実情等を踏まえ、地域における水田農業の推進方針を作成するものとする。

県、市町村及び関係団体は、県段階及び地域段階における水田農業の推進方針を農業者等へ周知するとともに、各種施策を活用して推進するものとする。